

スタートアップ創出促進保証制度の概要

保証限度額	3,500万円	責任共有制度	対象外（100%保証）
対象資金	運転資金、設備資金	申込方法	金融機関経由
返済方法	原則均等分割返済	保証期間	10年以内 （据置期間1年または3年以内 ^{※1} ）
担保	不要	保証人	不要
融資利率	金融機関所定利率	保証料率	0.8% （通常の信用保証料率年1.1% ^{※2} から0.3%引下げ）
添付書類	創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）		

※1 次のいずれかに該当する場合、3年以内とすることができます。なお、プロパー借入とは、信用保証協会の保証を付さない借入をいいます。

①本保証付借入と原則同時に、申込金融機関からプロパー借入をする

②保証申込時にプロパー借入の残高がある

※2 創業関連保証の信用保証料率年0.9%に0.2%上乗せした信用保証料率となります。

借入前にご確認ください



創業を予定されている方、または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要となります。

ガバナンス体制の確認



本保証制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に、ガバナンス体制の整備に関するチェック[※]を受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（写）を金融機関に提出してください。

※持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させるためにはガバナンス体制の整備・強化が必要であり、中小企業活性化協議会が「経営の透明性」「法人個人の分離」「財務基盤の強化」等についてチェックを行います。

詳しくは、金融機関または当協会までお問い合わせください

がんばる企業を全力サポート！-いばらきをもっと元気に-

茨城県信用保証協会



経営支援部 創業支援課（県内全域担当）
〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階
◆お問合せ先 ☎029-224-7865

ホームページは
こちら



LINEは
こちら



※融資に関しましては、審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

2023年2月発行